

網地島ライン株式会社

【平成24年度】

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 役員名簿
- (3) 事業報告書
- (4) 損益計算書又は正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表
- (6) キャッシュ・フロー計算書
(作成していないため不添付)
- (7) 財産目録 (作成していないため不添付)
- (8) 事業計画書

定 款

網地島ライン株式会社

網地島ライン株式会社 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、網地島ライン株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 一般旅客定期航路事業
2. 売店および食堂の経営
3. 観光事業
4. 上記に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を宮城県石巻市に置く。

(支店営業所)

第4条 当社は、必要に応じ、取締役会の決議を以って、必要の地に支店、営業所を設けることができる。

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、宮城県石巻市に於いて発行する、石巻日日新聞および石巻新聞に掲載してする。

(機関の設置)

第6条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第7条 当社の発行可能株式総数は、8万株とする。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第9条 当社は、相続その他の一般承継により、当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株券の発行)

第10条 当社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第11条 当社の発行する株券は、すべて記名式とし、1株券、10株券、100株券、500株券及び1,000株券の5種類とする。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第12条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第13条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第14条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当

会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

- 2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による株券喪失登録申請書に署名又は記名押印し、これに必要書類を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第 15 条 前三条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 16 条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 17 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(株主総会決議事項)

第 18 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

(招集)

第 19 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第 20 条 株主総会を招集するには、株主総会の日から1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第 21 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会において取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第 22 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第 23 条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面

又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 24 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 25 条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行い、当会社本店において 10 年間備え置くものとする。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 26 条 当会社の取締役は、3 名以上 7 名以内とする。

(取締役選任及び解任の方法)

第 27 条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第 28 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とし、増員により選任された取締役の任期は、他の在任

取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 29 条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。

- 2 代表取締役のうち 1 名は取締役社長とし、当会社の業務を執行する。
- 3 取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
- 4 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から当会社を代表する取締役を選定することができる。

(取締役会の招集)

第 30 条 取締役会は取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集する。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。
- 3 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第 31 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

第 32 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

- 2 取締役又は監査役が取締役及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第 363 条第 2 項の規定により報告すべき事項を除く。）を

通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役会議事録)

第 33 条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第 34 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(報酬等)

第 35 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役

(員数)

第 36 条 当会社の監査役は、2 名以内とする。

監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限る。

(監査役選任及び解任の方法)

第 37 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

2 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(任期)

第 38 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第 39 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月末日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当等)

第 41 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 9 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 42 条 剰余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以上は当会社の現行定款に相違ありません。

平成 23 年 2 月 15 日

宮城県石巻市門脇町三丁目 1 番 19 号

網地島ライン株式会社

代表取締役 安倍 友一

平成24年度 役員名簿

代表取締役	安	倍	友	一
取締役	安	倍	洋	平
取締役	阿	部	欽	一郎
取締役	奥	田	長	雄
取締役	濱			温
監査役	亀	山		紘
監査役	田	中	光	春

第1表 (離島航路第5表)

補助航路営業報告

免許番号 東北第142号

1. 補助航路名 石巻～長渡

区分	起点	寄港地				終点	計
港名	石巻	大泊	仁斗田	網地	長渡	鮎川	
各港間距離		17.0	2.0	6.2	7.8	5.0	38.0
航海時間	マーメイド	55(2)	7(5)	17(5)	27(5)	18	124(17)
	ブルーライナー	38(1)	7(2)	12			57(3)

区分	起点	寄港地				終点	計
港名	鮎川			網地	長渡	鮎川	
各港間距離				6.2	7.8	5.0	
航続時間	みゆう			19(3)	19(3)	15	53(6)

(注) 港名にはフリガナをつけること

()は停泊時間

2. 補助航路事業者 (法人についてはその住所、名称及び代表者の役職名、氏名)

住所 石巻市門脇町三丁目1番19号
 名称 網地島ライン株式会社
 役職名、氏名 代表取締役 安倍 友一

3. 航路営業報告

(1) 当期における当該航路の営業の概況

別紙

(2) 輸送量及び運航収益の増減の原因 (前期と比較して)

		平成23年度	平成24年度	増減	対前年比(%)	原因
旅客	人員	35,640.5	41,157.5	5,517.0	15.48	島内で震災復興工事が始まった為
	売上	39,982	44,581	4,599	11.50	
自動車	台数	524	988	464	88.55	島内で震災復興工事が始まった為
	売上	4,860	9,037	4,177	85.95	
貨物	トン数	466.81	650.18	183.37	39.28	島内で震災復興工事が始まった為
	売上	12,513	15,670	3,157	25.23	
運航雑収入		1,113	704	-409	-36.75	震災の影響によりチャーターが減少

(3) 運航計画変更及び重要施設の得喪変更 (前期と比較して)

- 平成24年 3月 5日～ 3月27日 マーメイド検査期間中の発着時刻及び運航回数の変更
- 平成24年 3月28日付認可 ブルーライナー検査期間中の発着時刻及び運航回数並びに使用船舶の変更
- 平成24年 5月 2日付認可 みゆう検査期間中の発着時刻及び運航回数並びに使用船舶の変更
- 平成24年 5月17日付認可 暫定時刻の発着時刻及び運航回数の変更
- 平成24年 7月24日付認可 夏ダイヤの発着時刻及び運航回数
- 平成24年 7月26日付認可 暫定時刻の発着時刻及び運航回数の変更

別紙

第1表

3. 航路営業報告

(1) 当期における当該航路の営業の概況

(島内の環境)

全般的には、高齢化は著しく進行しており、会社創立(昭和53年)時2400人ほどの人口が、震災前のH22年9月末585人となり、過疎化は既に行き着くところまで行き着いていた。大震災・大津波の被害は、両島とも沖合いに在ったこと、家屋も高台に多く、直接的な死者は2名と本土等と比べ比較的少なかったものの、島外への人口流失などにより、震災直後は563名、H24年9月末現在520名となった。一方輸送面では網地島の総合病院が定着し、航路利用客の一つの主流であった通院客が、一時期に集中して激減し、それがベースとなっている。その反面、病院のある安心感から、島外から比較的若く、高学歴など有能な移住者が増加し、島内の公的組織や島起こし活動の代表になるなど、人種・世代交代も目立っている。(ちなみに当社の役員のうち田代島代表はこの中の一人であり、猫による島起こしなどに活躍している。)

(航路の概況)

H23年12月より、応急修理した旧本社社屋及び仮設された発着岸壁よりの運航を開始した。島内各港岸壁・鮎川港発着所も応急修理し使用しているが、防波堤破損のため、多少の波浪でも港内が荒れ、欠航・抜港が多発状態である。これら各港は、H26年度中には全て浮き桟橋の設置が予定されている。津波により壊滅した新発着所・待合室等(昨年四月一日供用開始予定)は、本年9月解体撤去された。今後は、滅失した新発着場の河川堤防と一体となった復旧、老朽化した船舶の代替等、大きな問題が山積しており、早期解決が必要である。

特筆事項： 本年9月1日より、島民運賃の割引が開始された。

(観光面の動向)

震災前まで、網地白浜海水浴場の各種事業に加え、網地島どわめき埼を「白の断崖」などのPR、田代島の猫ブームにより、同地を目的とした通年観光客が増加し、観光客数は島内客をしのぐ勢いで推移していた。震災直後はこれらがほぼ皆無となっていたが、復旧工事関係者とあいまって若干増加し今般の旅客増につながった。とは言うものの、メインの網地島・白浜海水浴場の閉鎖や、島内受け入れ先の減少など、観光客数が旧に復するには今後数年間はきわめて困難と思量される。

(収支の概況)

収入面では、本年は昨年実績を若干上回っているが、震災前のH22年度に比べ観光客激減により旅客が半減、自動車航送運賃(工事車両増加により減少率10%と、比較的好調)、貨物その他全て減少し、運航収入は全体で津波前H22年度の67%となった。(H23年度比較では、120%)
経費面では、運航費用：港湾施設不備による運休及び航路距離短縮・運航回数減・船員不足による船員費減、燃料高騰による燃料費増、航路付属施設損壊による航路付属施設関連経費の減など、合わせて96%(対前年比110%、営業費用：H22年比83%、前年比61%(前年度は新発着場除去損1,900万円発生のため)となり、最終欠損金は前年実績額の約2,043万円減となった。
尚、本年度当初見込み額と実績欠損の差が出た理由は以下の通りである。運航収益の増、燃料単価の下落・ブルーライナー(高価格の軽油使用・大馬力)の長期運休による燃料使用量の大幅な減少、船員数減少及び特殊配乗による船員費減。以上により、見込欠損額に対し、5,500万円の欠損金減となった。

損 益 計 算 書

網地島ライン 株式会社

自 平成23年10月 1日
至 平成24年 9月30日

科 目	金 額	円
【売 上 高】		
旅客運賃収入	44,303,450	
手荷物運賃収入	2,082,800	
自動車航送料	9,037,840	
貨物運賃収入	14,558,768	
鮮魚運賃収入	1,111,631	
郵便航送料	900,000	
運行雑収入	704,158	72,698,647
【売 上 原 価】		
当期運送原価	156,330,732	
合 計	156,330,732	156,330,732
売 上 総 利 益		Δ83,632,085
【販売費及び一般管理費】		24,840,272
営 業 利 益		Δ108,472,357
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	31,152	
受 取 配 当 金	1,100	
国庫補助金等収入	114,501,556	
その他補助金等収入	11,877,394	
切手類売上	229,110	
雑 収 入	1,625,406	128,265,718
【営 業 外 費 用】		
支 払 利 息	772,355	
切手類仕入	229,110	
雑 損 失	240,000	1,241,465
経 常 利 益		18,551,896
【特 別 利 益】		
退職給与引当金戻入	139,769	139,769
税引前当期純利益		18,691,665
法人税、住民税及び事業税		6,382
過年度還付法人税額		5,110,189
当 期 純 利 益		23,795,472

運 航 計 画 書

航路名 石巻～長渡 東北第 1 4 2 号 事業者名 網地島ライン株式会社

1. 航路の起点、寄港地、終点及びこれらの距離

	起 点	寄 港 地	終 点	合 計
港 名	ニトダ 仁斗田		フタワタシ 長 渡	1
各港間距離 (km)	10.0			10.0 Km
所要時間 (分)	マーメイド 37			37分
	ブルーライナー 25			25分

	起 点	寄 港 地	終 点	合 計	
港 名	イシノマキ 石 巻	オドマリ 大 泊	ニトダ 仁斗田	アジ 網地	3
各港間距離 (km)	17.0	2.0	6.2	25.2 Km	
所要時間 (分)	マーメイド 55(2)	7(5)	17	86(7)分	
	ブルーライナー 38(1)	7(2)	12	60(3)分	

	起 点	寄 港 地	終 点	合 計		
港 名	イシノマキ 石 巻	オドマリ 大 泊	ニトダ 仁斗田	アジ 網 地	フタワタシ 長 渡	4
各港間距離 (km)	17.0	2.0	6.2	7.8	33.0Km	
所要時間 (分)	マーメイド 55(2)	7(5)	17(5)	27	118(12)分	
	ブルーライナー 38(1)	7(2)	12(2)	17	79(5)分	

	起 点	寄 港 地	終 点	合 計			
港 名	イシノマキ 石 巻	オドマリ 大 泊	ニトダ 仁斗田	アジ 網 地	フタワタシ 長 渡	アユカワ 鮎川	5
各港間距離 (km)	17.0	2.0	6.2	7.8	5.0	38.0 Km	
所要時間 (分)	マーメイド 55(2)	7(5)	17(5)	27(5)	18	141(17)分	
	ブルーライナー 38(1)	7(2)	12(2)	17(3)	12	94(8)分	

	起 点	寄 港 地	終 点	合 計
港 名	アジ 網地		ニトダ 仁斗田	1
各港間距離 (km)	6.2			6.2 Km
所要時間 (分)	マーメイド 17			17分
	ブルーライナー 12			12分

	起 点	寄 港 地	終 点	合 計
港 名	アユカワ 鮎川		アジ 網地	1
各港間距離 (km)	6.5			6.5 Km
所要時間 (分)	みゆう 19			19分

	起 点	寄 港 地	終 点	合 計
港 名	アユカワ 鮎川	フタワタシ 長 渡	アジ 網地	2
各港間距離 (km)	5.0	7.8		12.8 Km
所要時間 (分)	みゆう 15(3)	19		37(3)分

*所要時間合計欄は各港停泊時間（ ）を加算した。

(注) 港名にはフリガナをつけること。

3. 使用船舶（予備船を含む。）の明細

船名	船舶の種類	船質	進水年月	船舶所有者	総トン数	貨物積載容積	自動車航送に係る自動車積載面積	旅客定員（等級別に記載するこ。）	主機の種類	連続最大出力	航海速度
マーメイド	旅客船兼自動車航送船	鋼	S58 6月	自社	122トン		53.37㎡	212人	ディーゼル	600PS	11.0ノット
ブルーライナー	旅客船	鋼	S63 6月	自社	101トン			220人	ディーゼル	2,000PS	18.2ノット
みゆう	旅客船	FRP	S62. 9月	自社	19トン			73人	ディーゼル	600PS	18.0ノット
(アルティア)	純客船	軽合金	H9.2月	潮プランニング(株)	19トン			65人	ディーゼル	1,200PS	22.0ノット
(ベガ)	純客船	軽合金	H5.1月	潮プランニング(株)	19トン			62人	ディーゼル	1,400PS	22.0ノット

(注) 予備船の船名は、かっこ書きとすること。

4. 運航回数及び発着時刻表

(1) 使用船舶別の運航回数

船名	運航系統	航路距離	運航期間	運航回数 (片道)
ブルーライナー	石巻～長渡	33.0	通年(M/M・みゆうトック夏期間を除く)	2,190
マーメイド	石巻～長渡～鮎川	38.0	通年	784
	夏季(7～8月) 臨時増便有		:	
みゆう	鮎川～長渡～網地	19.3	:	2,190
計				5,164

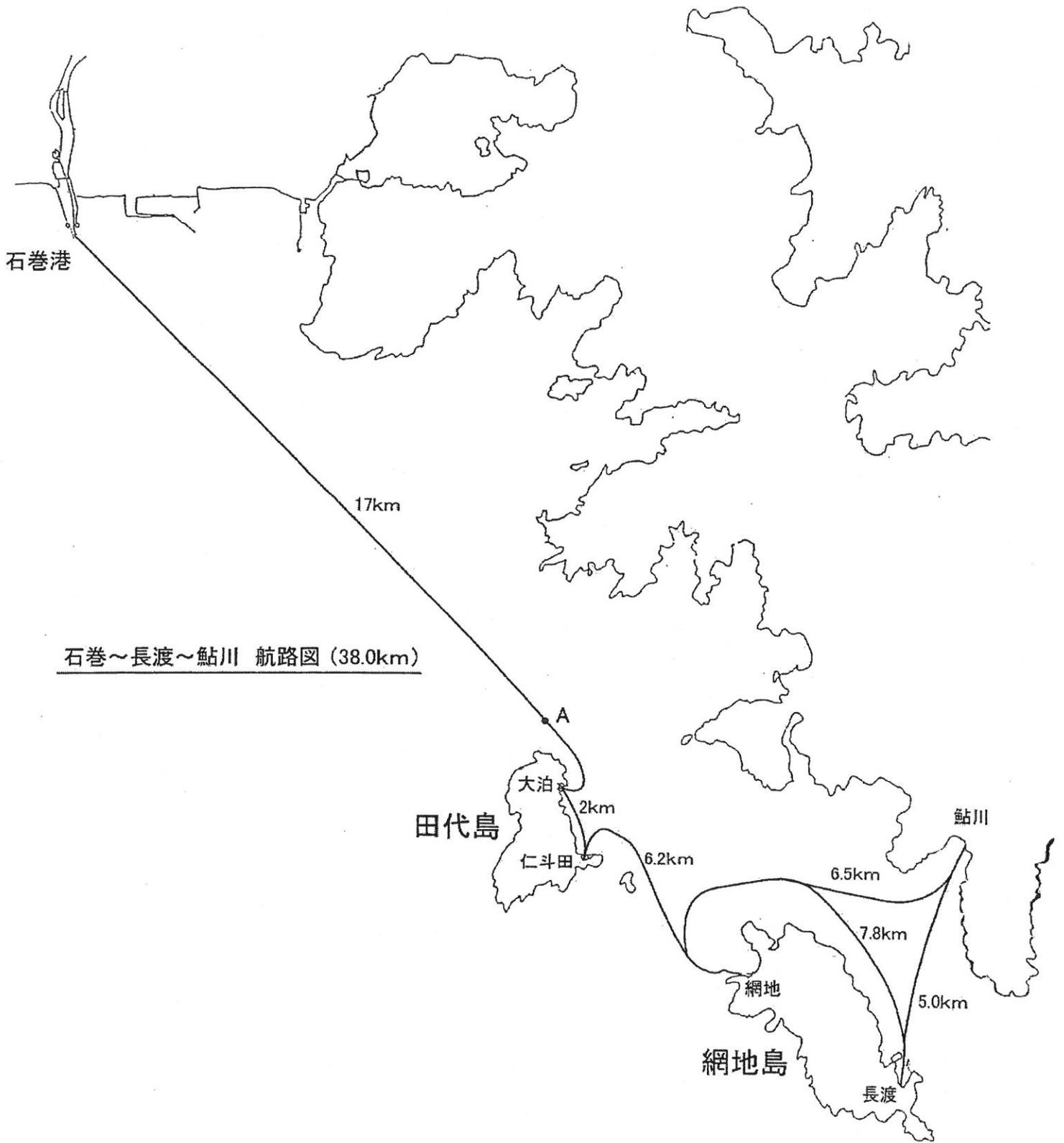
(注) 1. 予備船の船名は、かっこ書きとすること。

2. 運航系統の欄には、直行便、抜港便又は折返し便ごとに、それぞれの起点、寄港地、終点、折返し地点等を記載すること。

3. 航路距離の欄には、各運航系統ごとの距離を記載すること。

(2) 発着時刻表 別紙発着時刻表

基準航路図 (運航基準図)



運航回数及び基準時刻表
 (マーメイド・ブルーライナー・みゆう三隻運航)
 (船舶検査期間及び海水浴期間を除く通年)

M/M (マーメイド) B/L (ブルーライナー) みゆう (小型船)

下り

上り

第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便	第7便	下り便	上り便	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便	第7便
B/L	みゆう	B/L	M/M	みゆう	B/L	みゆう	発	名	B/L	みゆう	みゆう	B/L	M/M	みゆう	B/L
							着	石巻							
		9:00	12:00		15:30		着	着	8:29			15:00	M/M	16:46	
		9:38	12:55		16:08		発	大泊	7:51			14:22	15:51		
		9:39	12:57		16:09		着	着	7:50			14:21	15:49		
		9:46	13:04		16:16		着	仁斗田	7:43			14:14	15:41		
6:40		9:48	13:09		16:17		発	着	7:41			14:12	15:36		16:42
		10:00	13:26		16:29		着	網地	7:29			14:00	15:19		16:30
	7:52		13:31	12:30		16:10	発	着	7:28	7:49	12:27		15:14	16:07	
7:05	8:11		13:58				着	長渡	7:10		12:08		14:48	15:48	
	8:14		14:03				発	着			12:05		14:43	15:45	
	8:29		14:21	12:49		16:29	着	鮎川		7:30	11:50		14:25	15:30	

1. 定期便の他に臨時便を出すことが出来る。

海水浴シーズン時刻表

1. 平日 (月～金曜日、但しお盆期間を除く)
 M/M (マーメイド) B/L(ブルーライナー)
 下り

上り

第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便	第7便	第8便	下り便	上り便	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便	第7便	第8便
B/L	みゆう	B/L	M/M	B/L	みゆう	B/L	みゆう	船名	船名	B/L	みゆう	B/L	みゆう	B/L	M/M	B/L	みゆう
		9:00	11:00	12:40		15:35		発	着	8:29		11:32		15:04		16:47	
		9:38	11:55	13:18		16:13		着	発	7:51		10:54		14:26		15:52	
		9:40	11:57	13:20		16:15		発	着	7:50		10:52		14:24		15:50	
		9:47	12:05	13:27		16:22		着	発	7:43		10:45		14:17		15:42	
6:40		9:52	12:10	13:30		16:25		発	着	7:41		10:42		14:12		15:37	16:50
	↓	10:04	12:27	13:42		16:37		着	発	7:29		10:30		14:00		15:20	16:38
	7:52		12:32		14:30		16:10	着	発	7:28	7:49		12:27		15:15	16:07	
7:05	8:11		12:59					着	発	7:10	↑		12:08		14:48	15:48	
	8:14		13:04					発	着				12:05		14:43	15:45	
	8:29		13:22		14:49		16:29	着	発		7:30		11:50		14:25	15:30	

1. 定期便の他に臨時便を出すことが出来る。

海水浴シーズン時刻表

2. 土日祝祭日及びお盆期間中
 M/M (マーメイド) B/L(ブルーライナー)

下り

第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便	第7便	第8便	第9便	第10便	下り便	上り便	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便	第7便	第8便	第9便	第10便	
B/L	みゆう	B/L	みゆう	B/L	みゆう	M/M	B/L	みゆう	B/L	船	名	B/L	みゆう	みゆう	みゆう	B/L	みゆう	M/M	B/L	B/L	みゆう	B/L
		9:00		11:30		12:20	14:15		16:30	発	石巻	8:29				13:47	17:33		16:17			
		9:38		12:08		13:15	↓		17:08	着	大泊	7:51				13:09	16:38		↑			
		9:40		12:10		13:17			17:10	発		7:50				13:07	16:35					
		9:47		12:17		13:25	14:55		17:17	着	仁斗田	7:43				13:00	16:27		↑			
6:40		9:52		12:20		13:30	14:58		17:20	発		7:41				12:57	16:22					17:45
		10:04		12:32		13:47	15:10		17:32	着	網地	7:29				12:45	16:05		15:30			17:33
	7:52		9:55		12:30	13:57		16:10		発		7:28	7:49	9:49				15:50				16:07
7:05	8:11					14:24				着	長渡	7:10		↑				15:23				15:48
	8:14				↓	14:29		↓		発								15:18				15:45
	8:29		10:14		12:49	14:47		16:29		着	鮎川		7:30	9:30				15:00				15:30

1. 定期便の他に臨時便を出すことが出来る。

